

令和 6 年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和6年6月27日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和6年6月27日

東京都教育委員会第10回定例会

〈議 題〉

1 報 告 事 項

- (1) 令和6年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）の答申について～教科書調査研究資料について～
- (2) 令和7年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の調査研究資料について
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教 育 長

浜 佳 葉 子

委 員

秋 山 千枝子

委 員

北 村 友 人

委 員

宮 原 京 子

委 員

高 橋 純

委 員

萩 原 智 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）

浜 佳 葉 子

次長

猪 口 太 一

教育監

瀧 沢 佳 宏

総務部長

岩 野 恵 子

指導部長

山 田 道 人

人事部長

吉 村 美貴子

（書 記） 総務部教育政策課長

小 川 謙 二

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和6年第10回定例会を開会します。

本日は、教育行政研究会からの取材と、2名の傍聴の申込みがありました。また、教育行政研究会から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可します。入ってください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議 事 録 署 名 人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、萩原委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 5月23日の令和6年第8回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、5月23日の令和6年第8回定例会議事録については御承認を頂きました。

6月13日の令和6年第9回定例会議事録につきましては、お配りしていますので、御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと思います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、報告事項（3）につき

ましては、人事に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

報 告

(1) 令和6年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料について～

【教育長】 それでは、報告事項(1)「令和6年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料について～」の説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 来年度使用する、小・中学校等の義務教育諸学校の教科書につきまして、教科用図書選定審議会に意見をきいて、業務を進めています。本答申は、3月28日の教育委員会定例会で御決定いただきました諮問事項のうち、教科書調査研究資料について、6月11日に開催した審議会にて御審議の上、答申を頂いたものです。

1 ページを御覧ください。「令和7～10年度使用教科書調査研究資料(中学校)」は、調査研究資料として適切であると認められる。東京都教育委員会は、教科書の採択に当たり、これを活用するとともに、他の採択権者に対しても、これが十分に活用されるよう指導、助言又は援助を行うこと。」という内容です。

2 ページを御覧ください。1の「調査研究の対象とした教科書」ですが、令和7年度使用の中学校用教科書目録に掲載されている、全142冊について調査研究をしました。

2の「調査研究の項目」ですが、各教科書の違いの明瞭化を図る観点から、「内容」及び「構成上の工夫」について調査研究を行いました。

内容につきましては、学習指導要領の教科の目標や、都教育委員会の基本方針等を踏まえ、教科書の特徴を示す内容について調査項目を設定して、その調査結果を教材の数などの数値や、教材名などのデータにして示しています。「構成上の工夫」につ

いては、各教科書の構成等において、特に工夫されている点や、デジタルコンテンツ等について調査をし、その結果を記述しました。

それでは、資料を御覧いただきながら、具体的に説明をします。今回は英語を例に取って説明をします。また、説明の途中で、教科書の該当ページを前面のモニターに映しますので、併せて御覧ください。

画面は、調査研究資料の490ページを示しています。英語の調査研究資料について説明をします。英語では、六つの発行者の教科書、全部で18冊を調査しました。

491ページです。項番の2「学習指導要領における教科・分野の目標等」を示しています。

492ページです。項番の3「調査研究項目」等を記載しています。（1）のイのとおりに、教科書の特徴をより明確にするため、具体的な調査研究項目を選んだ上で、それぞれの教科書がどのように扱っているかを調査して、別紙2-1、2、3の、「調査項目の具体的な内容」にまとめています。

495ページです。別紙1の総括表の「a 各学年で扱われている主な単元の数」の調査結果について、詳細にまとめたものが別紙2-1となります。

496ページです。学習指導要領では、教材選定の観点において、「生徒の発達の段階や興味・関心に即して適切な題材を効果的に取り上げる」とされていることから、各単元の題材を調査しています。

続きまして、モニターを御覧ください。第2学年のこちらの教科書では、単元名とともに、扱う題材として、「福祉、動物：補助犬」、「自然科学、環境：エネルギー問題」などが示されています。

では、タブレットの画面にお戻りください。496ページです。学習指導要領では、英語の目標として、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の、五つの領域別の目標が設定されています。そこで、それぞれの領域の扱いを把握するため、「五つの領域のうち特定の領域に焦点を当てた活動及び複数の領域を統合した活動の数」を調査しています。

それでは、またモニターを御覧ください。こちらの教科書では、「聞くこと」、「話すこと[やり取り]」、「書くこと」を表す領域別の記号が示されています。

それでは、またタブレットの画面にお戻りください。502ページです。学習指導要領に示されている、「文、文構造、文法事項」のうち、主なものが扱われている学年を調査しています。

では、またモニターを御覧ください。第2学年のこちらの教科書では、比較表現が下の枠の中に基本文として示されていますので、同項目は第2学年での取扱いとしています。

では、またタブレットにお戻りください。495ページです。項目「d 取扱い語数」として、それぞれの教科書で扱っている語数を調査しました。この数には、小学校で学習する語数も含まれています。

では、モニターを御覧ください。こちらの教科書では、「単語と熟語」の一覧表において、「小学校で学んだ単語」に、植物の芽のマークの記号を付けて分かるようにしています。

では、タブレットに戻ります。493ページです。別紙1の総括表に記載はありませんが、「調査項目の具体的な内容」の「その他」として、別紙2-4から別紙2-6に、「防災や自然災害の扱い」など、五つの項目の調査結果をまとめています。

507ページです。別紙2-5では、東京都教育委員会の基本方針1にある、「「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成」を踏まえ、「障害者理解に関する扱い」について調査をしました。

モニター画面を御覧ください。こちらの教科書では、車いすバスケットボールが紹介されています。

では、再びタブレットの画面にお戻りください。511ページです。続いて、別紙3では、「構成上の工夫」について、「「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた工夫」など、5点について調査をして整理しています。例えば、「「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた工夫」についてですが、各者とも、各単元において、目標の提示や振り返りの場面の設定をしています。

では、モニターを御覧ください。こちらの教科書では、単元の冒頭で目標を示したり、単元末で振り返りの視点を示したりすることで、生徒が見通しを持って学習を進められるようにしています。

では、またタブレットにお戻りください。512ページです。一番右側の「オ デジタルコンテンツの扱い」の調査です。二次元コードで参照させる内容は、教科書そのものではなく、検定対象外であり、教科書発行者が責任を持って管理するものとなっていますので、内容自体の調査ではなく、動画、音声など用意されているコンテンツの種類等について調査を行いました。

以上、英語を例に説明をさせていただきました。

このほかの教科・種目についても同様の調査を行い、資料にまとめています。

では、タブレットの画面にお戻りください。最後に、報告資料に戻りまして、2 ページの下段、「3 本資料の取扱い」について説明をします。本日説明しました調査研究資料に基づき、今年度新たに採択していただく都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）、都立特別支援学校（中学部）で使用する教科書採択のための調査研究を行い、審議会の御意見をきいた上で、7月の教育委員会で報告する予定です。それらの資料と、本日の調査研究資料等を御活用いただき、都教育委員会の責任と権限において、来年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書について採択を行っていただくこととなります。また、本日の調査研究資料につきましては、この後、都内の区市町村教委など、他の採択権者に対し、指導、助言又は援助の一貫として配布をします。

報告は以上です。

【教育長】 ただいまの説明対しまして、御質問・御意見がありましたら御発言をお願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明いただきありがとうございました。非常に大変な作業だったと思うのですが、我々が教科書を見ていろいろ考える際に、非常に参考になることをまとめていただけたかなと思います。

コメントと、本当に小さな質問なのですが、幾つかの活動に関しての数は、多ければいいということでもなく、多分バランスや、一つ一つの活動で求められる活動量はここではなかなか見えないので、そこを僕らは教科書を見る時に気を付けながら見ればいいのかと理解したのですが、そのような理解でいいのかと一つ

確認しておきたいです。

それと、すごく細かいことですが、これはユニバーサルデザインフォントについて、日本語の文となっている場合と、それが付いていない場合があるのですけれども、その場合、この日本語の文にはユニバーサルデザインフォントを採用しているということとは、英語の文章には採用していないという理解でいいのですか。その辺りを確認しておきたかったです。

【指導部長】 まず、1点目については、かなりの作業になると思うのですが、今、お話しいただいた視点で見ていただければいいかと思います。

二つ目については、補足をさせていただきます。

【事務局】 委員の御指摘のとおりですので、フォントにつきましては、日本語の部分を確認させていただいています。

【北村委員】 これは英語は採用されていないということですが、かなり違うものですか。採用されていないと、読みにくさが出てしまう可能性があるのですか。

【指導部長】 読んだ感じ、正直なところ、それほど極端に読みにくくなる、読みやすくなる感じを受けることはないかと思います。これはほかのものを見ましても、それから作る時に我々が気を付けているものを見ましても、そこまでの違いは出ていない気がします。ただ、私が見ていますので、そこが見る方によって差異があることは承知の上です。

【北村委員】 たまたま目に付いたからではあるのですけれども、これからも実際に少し教科書を読み出して質問が出た時に、また教えていただければと思います。区市町村からもそのような質問がいろいろ出てくるかもしれませんので、御対応をよろしくお願いします。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 今の学習指導要領と、一つ前の学習指導要領を比較すると、いろいろな修正点があると思いますが、一つは三つの柱が整備されたことだと思っています。知識・技能と思考・判断・表現力と、学びに向かう力、人間性等で、新旧指導要領を見比べると、これまでの指導要領に書かれている内容は、おおかた知識・技能のとこ

ろにコピーされているというか、書き写されているような教科、校種が多くて、思考・判断・表現力に関して新たに書き下ろされた印象を私は持っています。やはり、思考・判断・表現力の育成は、言うまでもなく非常に重要な部分だとして考えると、このような報告書も伝統的にずっと何年もやってらっしゃると、これまでの教科書のチェックと同じことをやっていくと、つまりは知識・技能ばかりがここの報告書に書かれている可能性があるのではないかなと思います。特に、思考・判断・表現力について調べている事項があったら、その場所について少し強調して教えていただきたいです。

【事務局】 別紙3-1、今、画面で御覧いただけるようにしましたがけれども、ここの主体的・対話的で深い学びの部分に基本的には書かせていただいています。今回、英語ですので、「Can-Doリスト」により、生徒が学習の達成状況を見る形になっていますが、例えばほかの歴史などになりますと、最初のページの辺りの導入部分で、みんなで議論する仕組みを解説したりするページなどもありますので、そのような構成上の工夫の部分に書かせていただいているものが多いかなと思います。

【高橋委員】 少しだけ付け加えると、一応、教育課程課の意見だと、知識・技能に関しても主体的・対話的で深い学びが必要だという意見なので、ここが思考・判断・表現力なのかというと、少しやはり厳しい部分があるかなと思います。

新旧教科書を比較していただくと、すごくよく分かると思うのですがけれども、教科によっては、ほとんど変わっていないのですよね。先ほど御紹介いただいた、吹き出しのような部分が新たに付け加わった教科書会社が多いと思いますので、その辺りも、思考・判断・表現力を重視するのであれば重要なポイントかなと思っています。

【教育長】 ありがとうございます。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 今、高橋委員が明確に御指摘くださって、実は僕が最初に言ったことはそのようなことでした。そのつもりで、これは読む、聞く、書くなど、活動数だけで見ているのではなくて、その活動の中で求められている内容を見ないといけないですよというのは、正に思考をどれだけしているのかななどを、活動によっては、数

は1個かもしれないけれども、そこで深い活動をしているものもあります。そのような意味で先ほど申し上げました。正に高橋委員がおっしゃったとおりかなと思います。

【指導部長】 その部分は、我々ももう少しどのように示せるか、大変重要な部分なので、どうしても統計に示していくと表面上になってしまうところは次に向けて少し考えていきたいと思っています。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

(2) 令和7年度使用都立高等学校(都立中等教育学校(後期課程)及び都立特別支援学校(高等部)を含む。)用教科書の調査研究資料について

【教育長】 続きまして、報告事項(2)「令和7年度使用都立高等学校(都立中等教育学校(後期課程)及び都立特別支援学校(高等部)を含む。)用教科書の調査研究資料について」の説明を、引き続き指導部長、お願いします。

【指導部長】 では、報告資料の2の1ページを御覧ください。令和5年度に新たに検定に合格した高等学校用教科書について、調査研究資料を作成しましたので報告をします。高等学校で使用する教科書の調査研究は、昨年度既に実施していますが、新たに1点が検定に合格しているため、追加で実施するものです。

1を御覧ください。今回、対象となる教科書は、英語コミュニケーションⅢの教科書1点です。この1点につきまして、都立高等学校等で使用する教科書としての調査研究と、都立特別支援学校(高等部)において使用する教科書としての調査研究を実施しました。

次に2を御覧ください。都立高校等において使用する教科書について、昨年度既に調査研究を実施した各教科書と併せまして、違いが明瞭に分かるよう、「内容」及び「構成上の工夫」の二つの観点から調査研究を実施しました。

続いて、2ページの3を御覧ください。都立特別支援学校の高等部において使用する教科書の調査研究につきましても、昨年度既に調査研究を実施した各教科書と併せ

て、違いが明瞭に分かるよう調査研究を行っています。

資料1「令和7年度使用高等学校用教科書調査研究資料（共通教科）」です。画面は、調査研究資料の3ページを示しています。今回、調査研究を行ったのは、黄色で表示している教科書です。

タブレットの5枚目、4ページ、項番の2、「学習指導要領における教科書・科目の目標等」を示しています。

6ページです。調査項目等を具体的に掲載しています。なお、内容については、既に昨年度調査研究した教科書と比較できるよう、昨年度と同じようにしています。

それでは、調査結果を実際に御覧いただきたいと思います。調査研究資料の11ページです。今回新たに検定に合格した教科書の調査結果です。

まず、「（1）内容」の調査結果につきまして、五つの領域別の言語活動に関する教科書の特徴的な内容を記載しています。「その他の項目」は、全教科共通で設定している項目の調査結果です。

「（2）構成上の工夫」の調査結果につきましては、デジタルコンテンツやユニバーサルデザインに関することをまとめています。

以上が高等学校の英語コミュニケーションⅢの調査結果です。

続いて、資料2「高等学校用教科書調査研究資料（特別支援学校）」を御覧ください。

特別支援学校の調査研究資料の3ページです。黄色で示しているものが、今回調査研究を行った教科書です。昨年度と同様、特別支援学校（高等部）の生徒にとって使いやすいものになっているかについて、「内容」及び「構成上の工夫」の観点から調査をしたものです。学習の課題や要点が単元の初めや終わりにまとめてあるなど、学習に見通しを持って要点を押さえた学習ができるか、学習のポイントとなる重要語句等の強調や、振り仮名、段組等を調査して、読みやすさ、見えやすさなどについてまとめたものです。

最後に、報告資料の2ページに戻りまして、下段「4 教科書調査研究資料の取扱い」を御覧ください。ただいま説明しました教科書調査研究資料につきましては、今後速やかに各都立高校等に周知をしまして、各学校に設置した教科書選定委員会にお

いて教科書を選定する際の資料として活用します。都教育委員会では、これらの調査研究資料等と、都立高等学校等による教科書選定結果等を総合的に判断して、都立高等学校等で使用することが適当と認められる教科書を採択していくこととなります。

8月下旬の教育委員会定例会で採択をしていただく予定です。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

御発言ありませんようでしたら、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月11日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 続きまして、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、7月11日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきましては、7月11日午前10時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。———〈異議なし〉———

日程そのほか、何かありますでしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時27分)